男女共同参画特集号

男女共同参画社会の実現をめざして

２０２６年１１月発行　編集・発行：忠岡町住民人権課　電話：22-1122　FAX：22-1127

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

～女性の健康と人権について～



「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Reproductive Health and Rights）」という言葉を聞いたことはありますか。これは「性と生殖に関する健康と権利」のことを指しており、生涯に渡って身体と心の健康、そしてその健康を守るための権利を包括した概念です。1994 年（平成６年）、カイロで開かれた国際人口開発会議において提唱されました。

具体的には、大きく二つの柱で構成されています。これらは全ての人に等しく保障されるべき普遍的な人権ですが、特に女性は歴史的に性と生殖に関する意思決定の機会が制限されてきた経緯があり、身体的特性や社会的な要因から、健康上の課題や人権侵害に直面しやすい現実があります。



「リプロダクティブ・ヘルス」

性や生殖に関わる全てにおいて、病気や不調でないだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態（ウェルビーイング）であること。
WHO（世界保健機関）で定義されており、妊娠・出産や避妊・不妊、月経（生理）のほか、更年期障害などの健康上の事柄も含まれます。
特に女性の場合は、月経に関する不調や出産に伴う身体的・精神的健康問題などに直面しやすく、これらの問題に対するケアが重要となります。

「リプロダクティブ・ライツ」

性と生殖に関する事柄について、個人が自己決定できる権利。
例えば、子どもを産むか産まないか、いつ、何人子どもを持つかといったことを、誰にも強制されずに決定できることを意味します。
特に女性においては、望まない妊娠を強いられない権利、安全な避妊方法や中絶を選択できる権利などが含まれ、女性自ら選択した人生が尊重されるために不可欠なものです。



二つの概念は密接に関わり合っており、どちらか片方だけでは充分に機能しません。個人の尊厳を守り、誰もが性別に関わらず、安心して自分らしい生き方を選択できる社会を実現するためには、両方が満たされる必要があります。これは、女性の健康と人権を守り、ジェンダー平等社会を築くための基盤となります。SDGs においても、これらの概念を保障することが記されています。　（裏面に続く）



【SDGs　目標３のターゲット（一部抜粋要約）】

（３－４）感染症以外の疾患による若年死亡率を、治療や予防を通じて３分の１減少させる。心の健康への対策や、福祉を促進する。

（３－７）全ての人々が、性と生殖に関する教育を受け、保健サービスや情報を利用できるようにする。国はこれらを国の計画に組み込んで勧める。



【SDGs　目標５のターゲット（一部抜粋要約）】

（５－３）未成年の結婚、早期結婚や強制結婚、性器を切り取るなど、人を傷つける有害な慣習をなくす。

（５－６）国際的な会議等で決まったことに従い、全ての人々の性と生殖に関する健康と権利が守られるようにする。

本町では、令和８年４月より庁舎内及び文化会館の一部の女性用トイレ・多目的トイレに生理用品無償提供用ディスペンサーを設置しました。月経（生理）に関する悩みや負担は、女性の健康と日常生活に大きな影響を与えることがあります。そのため、これは【ジェンダー平等】と【女性のウェルビーイング向上】を目的とした取組になります。活用しているディスペンサーは、大阪大学の「MeW プロジェクト」において研究・開発されました。詳細は、大阪大学の特設ホームページをご覧ください。

今年度の男女共同参画講座は、**２月に実施**します！
暮らしのアップデートをテーマに、**「包括的性教育に関する講座」**・**「コミュカアップに関するセミナー」**・**「ライフプランに関するセミナー」**を開催します。詳細は、**１月号広報**にてお知らせします。

ー相談機関のご紹介ー

秘密は守られます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

★インターネット人権相談
https://www.jinken.go.jp/
（24 時間受付、後日回答
外国語 10 か国語対応可能）

★LINE じんけん相談（チャット人権相談）
※友だち追加・認証が必要です。
8:30～17:15
（土日祝日・年末年始除く）

★女性の悩み電話相談　［ドーンセンター］
☎ 06-6937-7800
火～金曜日　　16:00～20:00
土・日曜日　　10:00～16:00
（祝日・年末年始除く）！面接・SNS 相談あり

★カラダと性の相談室　［caran-coron］
※友だち追加が必要です。
第１～４金曜日　16:00～20:00
（祝日・年末年始除く）
！別途「不妊・不育」の電話・面接相談もあり

★大阪府人権相談窓口　［大阪府人権協会］
☎ 06-6581-8634　　06-6581-8614
月～金曜日（平日相談）　　10:00～16:00
第４日曜日（休日相談）　　10:00～16:00
※LINE 相談は木・金曜日　　18:00～22:00
（平日・LINE 相談は祝日・年末年始除く）
！手紙、ハガキ等・メール・面談相談あり

★性犯罪・性暴力の被害者のための相談窓口
［ワンストップ支援センター］
#8891（全国共通短縮番号“はやくﾜﾝｽﾄｯﾌﾟ”）
☎ 0120-8891-77（NTT ひかり電話から）
上記が繋がらない場合は、☎ 06-7494-3683 まで
（24 時間 365 日受付）